

令和7年度
包括外部監査結果報告書（概要版）

（広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る
財務事務の執行及び事業の管理について）

令和8年3月

広島県包括外部監査人

車 元 晋

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3 特定の事件を選定した理由

広島県は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」（計画期間：平成23年度～令和2年度、以下「チャレンジビジョン」という。）の後継として、令和2年10月に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度、以下「ひろしまビジョン」という。）を策定した。ひろしまビジョンは、「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、17の施策領域を構築し、それぞれの施策を連関させ、相乗作用を生み出しながら様々な事業を推進している。産業イノベーションの推進は、施策領域の1つである「産業イノベーション」の中核的な施策である。

産業イノベーションの推進による県内産業の育成・維持・発展は、県民の雇用創出、地域振興、税収確保等の観点から重要である。喫緊の課題である人口減少対策、若者の県外流出対策との関係でも重要であり、県民の関心も高いと考えられる。

また、県出資法人の中で、公益財団法人ひろしま産業振興機構（県内産業の発展に寄与することを目的に設立）（以下「産振構」という。）及び株式会社ひろしまイノベーション推進機構（ファンドによる資金供給と経営支援を通じた地元企業の成長支援と地域経済活性化を目的に設立）（以下「推進機構」という。）は、県の産業イノベーション推進事業の中で重要な役割を担っている。

したがって、広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性（適法性）、有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行うことは意義が大きいと判断し選定した。

4 監査対象期間

原則として、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）を対象とした。

もつとも、必要に応じて現年度（令和7年度）及び過年度（令和5年度以前）も対象とした。

5 監査対象機関

商工労働局

公益財団法人ひろしま産業振興機構

株式会社ひろしまイノベーション推進機構

6 監査の実施期間

令和7年6月12日から令和8年1月5日まで

※令和8年1月6日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7 補助者の氏名及び資格

大野 知彦 公認会計士

高垣 良介 税理士

谷脇 裕子 弁護士

畑 雄太 弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも、本件監査対象とした特定の事件（監査テーマ）につき地方自治法252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1 監査の方針

包括外部監査は、法律、会計、税務等の専門性を有する外部の第三者が、独立した立場から、監査テーマとした普通地方公共団体の事業等を監査し、当該地方公共団体が、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法2条14項参照）ことに資することを目的とした制度（同法252条の37ほか）である。包括外部監査人の職責は、県から独立した外部の視点から、監査テーマに係る財務事務等を評価することにある。

本監査では、包括外部監査が政策や施策の当否を直接論じるものでないことを前提に、後述する合規性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行った。監査に当たり、監査対象機関から監査テーマに関連する施策や事業を聴取し、施策等実施の意義や目的、監査対象機関としての現状評価を確認した。指摘・意見に際しては、監査対象機関の現状認識を聴取し適宜、監査報告に記載するようにした。

県の産業イノベーション推進に関連する事業は、県の最上位計画であるチャレンジビジョン（平成23年度～令和2年度）、ひろしまビジョン（令和3年度～）の下、産業イノベーション分野の分野別計画（当時）等や、ひろしまビジョンの実行計画（アクションプラン等）に基づいて実施されてきた。

出資法人との関係をもみても、産振構はこれら事業推進の主要な担い手として位置付けられ、推進機構は、産業イノベーション推進に関連して県が平成23年度に出資設立したものである。そこで、監査に当たり、平成23年度（チャレンジビジョン初年度）以降を対象とする県の計画等の策定の経緯及び内容を改めて振り返ることとした。このように、監査対象期間の事業等のみに着目するのではなく、過去に策定された計画等も踏まえて監査を行った。

本テーマの対象となる事業には、過年度の県の包括外部監査で監査テーマとなったものがある¹。必要に応じて、これら過去の監査（主として平成30年度包括外部監査）での指摘事項等に対する措置状況を確認した他、当時の監査の視点、あるいは監査委員の定例監査での監査の視点も参考に監査を行った。

監査で指摘・意見した事項について、県や監査対象機関で検討し、事業の改善に繋げることがなければ、外部監査の意義は乏しいものとなる（監査対象機関での適切な対応は「PDCAサイクルによるマネジメント」²推進の観点でも必要である）。そこで、監査対象機関における指摘事項等への対応のあり方についても検討した（第5（総括意見）参照）。

監査での指摘・意見の内容には、他の部局・団体でも発生しうる事項が含まれる傾向にある。監査対象機関は元より、今後の県全体の改善に生かせるような監査となることを目指した。

2 監査の視点

(1) 監査全般の視点について

ア 合規性（適法性）

地方自治法（以下「自治法」という。）2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定める。法令や県の条例等に違反した行為がないか、入札その他契約手続が適正になされているか等について検討した。

イ 有効性、効率性及び経済性（いわゆる「3E」）

自治法252条の37第2項は、包括外部監査人は、「監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかど

¹主なものとして、大場史郎監査人（平成30年度）「「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく「新たな経済成長」分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について」と品川真知子監査人（平成18年度）「商工労働部による負担金、補助金、交付金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに財団法人ひろしま産業振興機構の出納その他の事務執行について」がある。

²ひろしまビジョンでは、「2 施策マネジメント」において、「ビジョンを着実に推進し、成果を上げるため、「広島県職員の行動理念」の徹底を図るとともに、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います」とした上で、事業群（ワーク）単位での「PDCAサイクルによるマネジメント」を行っている。（29～30頁）

うかに、特に、意を用いなければならない。」と定める。また、地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定める。

すなわち、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ことができているかとの観点、「組織及び運営の合理化」に努め「規模の適正化」を図ることができているか（自治法2条15項）との観点から、以下の視点に基づき検討した（一例として事業周知リーフレット作成配布の場面を挙げる）。

●経済性(Economy)：より少ない費用で事業が実施できないか

例：当該リーフレットの作成⇒より安く製作できないか、作成枚数は妥当か

●効率性(Efficiency)：同じ費用でより大きな成果が得られないか（費用対効果）

例：当該リーフレットがターゲット層に配布されているか

●有効性(Effectiveness)：事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか

例：当該リーフレット配布が、目的達成（制度周知や利用等）に繋がっているか

ウ その他の視点

- ・事業が公平性（自治法10条2項³等）に配慮したものとなっているか
- ・適時適切な情報公開、県民への説明責任が果たされているか
- ・PDCAサイクル等を用いた成果目標の達成、事業の改善が適切になされているか

(2) 各分野の視点について

ア 計画の策定、成果目標の設定、事業の評価

- ① 計画の内容が明確であるか、成果目標や期限が適切に設定されているか
- ② 計画期間中の進捗確認及びそれを踏まえた見直しが適切になされているか
- ③ 現計画が、前期計画の検証を踏まえて適切に策定されているか
- ④ 事業評価、効果検証がなされているか

イ 補助金、負担金

- ① 法令や県の定める要領その他の基準等に従っているか
- ② 要綱の内容は適切であるか
- ③ 補助金等の交付金額や交付割合が適切であるか
- ④ 補助金等交付先の選定手続（周知や公平性）に問題がないか

³ 「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定める。

- ⑤ 交付方法（概算払／精算払の選択）や交付の時期、回数が適切であるか
- ⑥ 補助金等交付先の事業、財務状況等の把握に問題はないか
- ⑦ 補助金等の使途の適正さを確認しているか
- ⑧ 補助金等による成果目標設定が適切か、成果の確認をしているか

ウ 契約

- ① 契約手続が法令や県の定める要領、手引等に従っているか
- ② 予定価格が適切に積算されているか
- ③ 契約の方法（競争入札、随意（特命）契約、公募型プロポーザル方式等）につき、当該方法を採用した根拠が適切か（特に、随意契約—随意契約理由⁴が適切か）
- ④ 競争入札やプロポーザル方式で実質的に競争性が確保されているか
- ⑤ 契約書の作成手続や内容に不備がないか
- ⑥ 不適切な再委託がなされていないか
- ⑦ 契約完了後、契約条件に従って完了したか否かを検査しているか

エ 過年度監査への対応

- ① 過年度に実施された監査（監査委員監査、包括外部監査）での指摘・意見につき、適切な対応がなされているか
- ② 過年度監査への措置状況の公表が適切になされているか

オ 出資法人（前記各視点に加え、以下の視点からも監査を行った）

- ① 法人設立の目的に沿った事業遂行がなされているか
- ② 法人の運営、内部統制に問題はないか
- ③ 会計書類に法人の現状が適切に反映されているか、税務処理に問題がないか
- ④ 契約手続が適切になされているか
- ⑤ 県からの出資、財政的支援について課題がないか
- ⑥ その他組織の財務、法務面の課題や問題点がないか

3 監査の実施経過

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和7年4月～5月 事前ヒアリング

⁴ いわゆる1号随意契約（地方自治法施行令167条の2第1号／県契約規則29条）について、施行令及び県契約規則が改正され、令和7年度より予定価格の基準額が変更されているが、監査対象年度（令和6年度以前）は改正法令等施行前であることから、従前の基準額を前提に検討している。

- 6月12日 テーマ決定、包括外部監査実施計画提出、監査対象機関への通知
- 7月～12月 監査対象機関に概要説明及び資料提供の依頼、監査対象機関からの回答、回答に対する質問、資料提供依頼のやりとり、事務所往査・現場視察・ヒアリングの実施
- 令和8年1月 監査対象機関及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
監査対象機関による確認及びこれを踏まえた修正

監査対象機関への主な往査及び現場視察は以下のとおり実施した。

往査場所	事業等	実施年月日	実施内容
イノベーション・ハブ・ひろしまCamps	「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」管理・運営事業	令和7年9月18日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
新技術トライアル・ラボ	新技術トライアル・ラボ事業	令和7年10月7日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしまデジタルイノベーションセンター	ひろしまデジタルイノベーション推進事業	令和7年10月10日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしま創業サポートセンター	創業環境整備促進事業	令和7年10月27日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年10月27日	マネジメントディスカッション、本部の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(株)ひろしまイノベーション推進機構	出資法人(県出資ファンド無限責任組員)	令和7年11月13日	マネジメントディスカッション、本社の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月25日	帳票類(委託契約)の確認
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月28日	帳票類(県委託事業、補助事業)の確認

監査に関連する事業の現場の見学・ヒアリングや、出資法人の本部・本社訪問、帳票類の確認等を行った。上記以外にも、必要に応じて、監査対象機関の担当者からのヒアリングを実施した。

4 個別の監査の方法

概ね以下の流れで監査を行った。

(1) 資料の確認及び検討

監査テーマに係る事業及び監査対象機関に関連する資料を確認した。

併せて、関連する契約、補助金・負担金、財務の状況も確認した。

県の施策領域「産業イノベーション」は、県の産業振興関連事業の全般にわたることから、本監査においては、その中からイノベーションの推進に関連が深いと思料される事業を中心に監査した。具体的には、ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」に係る事業群（ワーク）49～52、54及び55（52はイノベーション推進チーム（令和6年度当時）及び産業人材課所管のみ）に関連する事業を中心に監査を実施した（ワーク番号については包括外部監査結果報告書本文（以下「報告書本文」という。）第2章第3を参照）。

出資法人のうち、産振構については、組織全般のほか、県事業で確認したワークに関連する事業を中心に監査を実施した。その際は、産振構と県との関係、過年度監査への措置状況についても着目した。

推進機構については、組織全般、財務、契約のほか、同社の投資有限責任組合（ファンド）事業のうち県が出資している1号ファンドにおける県との関係、現状について監査を実施した。

以上各々につき、必要に応じて、全体を明らかにして評価するアプローチと、監査の対象となる母集団から一部を抽出し詳細に検討するアプローチ（試査）を併用した（後者の抽出の視点は各監査報告を参照）。

(2) 追加資料の入手、質問等

確認資料を踏まえた問題意識に基づき、追加資料の依頼や監査対象機関への質問を行った。必要に応じて、往査も実施した。

(3) 課題・問題点の抽出と評価

事業毎の課題や問題点を検討し、後述の判断基準に基づき指摘・意見等を記載した。

第3 監査の結果について

1 指摘及び意見

以下の判断基準に基づき各区分に分類した。なお、出資法人（産振構及び推進機構）の監査に関連して県（商工労働局）に対して指摘・意見する事項については、各出資法人の章の中で、県（商工労働局）に対する指摘・意見であることを明示して記載した。

区分	根拠規程等	判断基準	報告書中の表現
指摘	「監査の結果」（自治法252条の37第5項）	法令（法律、条例、規則等）に違反している場合や、著しく不経済あるいは適切さを欠くと判断される場合	「～すべきである」
意見	「監査の結果に関する報告に添え」て提出する「意見」（自治法252条の38第2項）	指摘事項以外で、組織及び運営の合理化に資するため、事業をより経済的、効率的、効果的なものにするため改善することが望ましいと考える事項	「～することが望まれる」

2 略語、略称

県	・・・	広島県
自治法	・・・	地方自治法
施行令	・・・	地方自治法施行令
産振構	・・・	公益財団法人ひろしま産業振興機構
推進機構	・・・	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
チャレンジビジョン	・・・	「ひろしま未来チャレンジビジョン」
ひろしまビジョン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」
アクションプラン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン [広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略] 2021▷2025」

3 その他補足事項

(1) 数値・金額の表記

報告書の数値・金額の端数処理について、端数を切捨て又は四捨五入して表示しているものがあることにより、合計が一致しない場合がある。

(2) 用語の説明

専門・技術的用語、県独自の定義付けのある用語については、その内容を読み手に正確に伝える観点から、本文又は脚注においてできる限り説明するようにした。

第4 本外部監査の監査結果

1 監査結果報告書の構成

監査結果の詳細は、報告書本文を参照されたい。報告書本文の全体の構成は以下のとおりである。

具体的には、県のイノベーション推進に向けた取組（平成23年度以降）を確認した後、商工労働局のイノベーション推進に係る事業、出資法人（2法人）についての監査報告をする。最後に、全体を通じた総括意見等を記載する。

【全体の構成（報告書本文）】

- 第1章 本外部監査について（総論）
- 第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業
- 第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について
- 第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について
- 第5章 総括意見等

2 指摘・意見の件数

本外部監査の指摘・意見の件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
県商工労働局	8件	36件	44件
公益財団法人ひろしま産業振興機構（注） （うち県商工労働局へ）	10件 (2件)	15件 (1件)	25件 (3件)
株式会社ひろしまイノベーション推進機構（注） （うち県商工労働局へ）	6件 (2件)	5件 (2件)	11件 (4件)
総括意見	0件	4件	4件
合計	24件	60件	84件

（注）出資法人に係る指摘・意見の件数は、出資法人に関連する県への指摘・意見を含む

3 指摘・意見の一覧

本外部監査の指摘・意見の一覧（概要）は次のとおりである（左に通し番号を付した）。頁番号は報告書本文の頁番号を記載している。

監査の結果（概要）			頁
項目	概要		頁
第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業			32
第1 商工労働局（組織概要等）			32
第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等			35
1	【意見】「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について	ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにも「イノベーション」や「イノベーション立県」「イノベーション力」の定義は記載されていない。県が独自に「イノベーション」の定義を設けていることも踏まえ、「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載する（直ちに記載することが困難である場合は、各年度の施策説明資料等に記載するなどの代替措置をとる）ことが望まれる。	48
2	【意見】付加価値創出額の算定方法	付加価値創出額は名目額で算出され、近年の物価上昇による影響が考慮されていない。県の付加価値創出額に物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないかと。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	49
第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）			51
第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク49）			54
3	【意見】成果目標の算定方法	成果目標「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」の計算が名目額となっており、近年の物価上昇の影響が適正に織り込まれていない。例えば、「1人当たりの付加価値額」の実質的な成長を評価し、成果目標が県の	55

		取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	
4	【意見】 負担金全額を一括で概算払している点	過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえ、全額を一括して概算払することの相当性について、随時検討することが望まれる。	60
5	【意見】 概算払の金額について	過去3年度、負担金の額に変動がみられるが、概算払は同一となっている点につき、前年度の負担金額を踏まえ、概算払額の見直しを含めた検討が望まれる。	61
6	【意見】 概算払時の内部決裁手続について	ひろ自連への負担金を一括して概算払する場合、県補助金等交付規則16条1項所定の概算払の要件を満たすことを確認するのみならず、事後の検証のため、決裁時に要件を満たすと判断した理由を帳票（伺い文等）に明記することが望まれる。	61
7	【意見】 補助事業者からの事業状況報告の活用について	補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している一方、事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとするが、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合の原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考え。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。	70
8	【意見】 代表企業以外の契約上の立場の明確化	契約書において、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうち代表企業のみとの間で契約書を締結する場合、代表企業以外の	72

		者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。	
9	【意見】 チェックリストのチェック漏れ	チェックリストの「遅延利息に誤りはないか。(R6:年2.5%)」欄に担当課のチェックがなかった。チェックリストを設けた意義(検討漏れや過誤の防止)から、決裁手続時にチェック漏れがないかを十分確認することが望まれる。	73
第5 広島が強みを生かした新成長産業の育成(ワーク50)			75
10	【意見】 目標の設定及び効果測定	負担金につき、事業目標の設定根拠や成果目標である付加価値額へのつながりが曖昧なもの、負担金支出による効果測定を行っていないものがある。より具体的に付加価値額へつながる事業目標の設定、各事業の効果と成果目標との関連性がより明確になるような見直しを行うことが望まれる。	96
11	【意見】 協議会負担金の県負担割合	各種協議会の負担金全額を県が支出しているものがある。補助金・負担金の制度趣旨、受益者負担の観点からも、受益の程度に応じて一定の企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。	97
12	【意見】 協議会等の情報公開	県が負担金の支出等の支援をしていることを踏まえ、協議会等の活動自体の公開のみならず、協議会等の収支や活動の結果である効果についても公表することが望まれる。	97
13	【意見】 負担金の概算払額	返納金が生じているひろしま環境ビジネス推進協議会など、負担金の概算払について、概算払額(まとまった額を概算払すること)の妥当性を検討することが望まれる。	98
14	【意見】 平成30年度包括外部監査の措置状況	負担金の負担に関する監査意見への措置状況について、上記情報公開や負担金適正化の検討に加えて、県からの	98

		支出とのバランス等について、金額的な影響等を踏まえた具体的な検討をすることが望まれる。	
第6 インノベーション環境の整備（ワーク51）			101
15	【意見】 委託先との目標値等の差異について	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業の事業目標の指標中「HDIC利用日数」の令和6年度目標値（600日）について、委託先の産振構が設定したHDIC利用日数の目標値（1000日）と異なっていた（実績値は801日）。同じ事業の目標であるから、県と委託先との間で協議の上目標設定すること、委託先がより高い目標を設定していた場合は県もそれに近い目標設定を検討することが望まれる。	113
16	【意見】 イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員の管理について	「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」の算出について、長期未利用の会員の整理（退会処理など）を行わず、長期未利用の会員を含めて算出することは妥当ではない。一定の基準を設けた上で一度長期未利用の会員の整理を行い、実質的な利用状況を踏まえた会員数の算出を行うようにすることが望まれる。	113
17	【意見】 ユニコーン10に係る目標について	ユニコーン10に係る目標について、「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標は「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」のみである。また、「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」に係る中間目標について、企業価値に着目したものはない。「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を県が「ユニコーン企業に匹敵する企業」として位置付けていることから、各年度主要事業の事業目標、あるいは中期的な目標として成長企業の企業価値に着目した目標もあわせて設定することが望まれる。	114

18	【意見】 成果の実績値と委託先の実績報告の差異について	イノベーション・エコシステム形成事業の事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」について、令和6年度主要事業の成果の実績値には3,328人（メールが届いていない会員を控除）とあるが、委託先の実績報告書には4,199名（システム登録上の総数）との記載があった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、県と委託先での実績値のカウント方法を統一することが望まれる。	132
19	【指摘】 会員数の計測ができなくなったことについて	「イノベーション・ハブ・Camps」マネジメント業務において、システム変更によって令和6年10月から令和7年3月までの会員数を計測できていなかった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であるから、不測の事態が生じた場合も代替的な方法で会員数を計測するなど、効果測定をするために必要な情報を確保すべきである。	132
20	【意見】 備品の管理について	「イノベーション・ハブ・Camps」に設置してある県有備品の管理について、現物を目視にて確認しており、処分等があれば都度更新をしているとの回答を得た。紛失・盗難等防止の観点から、目視の確認のみでなく、県有備品であることが一見してわかるような形での管理が望まれる。	133
21	【意見】 価格の適正さ及び判断のプロセスについて	ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】の契約額について、「令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できていると考えている。」と回答を得たが、過去の実績等を踏まえて必要に応じて価格交渉をするなど、都度予定価格の妥当性を確認することが望まれる。	136

22	【意見】 効果測定について	効果測定をしていないとの回答を得た補助金・委託契約につき、イノベーション環境の整備（ワーク51）の成果目標（KPI）や、付加価値創出額（ひろしまビジョン）の増加にどの程度寄与しているのかを確認するため、各事業がKPIの達成にどの程度寄与しているか等につき何かしらの効果測定をすることが望まれる。	136
第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク52）			138
23	【指摘】 平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況の報告のあり方	包括外部監査に対する措置状況の報告において、監査対象機関が示す「措置内容」が一般的・抽象的な回答にとどまっていた点について、自治法252条の38第6項の趣旨やPDCAサイクルの観点から、当該意見に対してどのような考え方・判断を踏まえて措置に至ったのかを可能な範囲で整理し、具体的な改善内容と併せて報告・公表すべきである。	171
24	【意見】 成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化	「データサイエンス人材育成人数」や「高度外国人材の県内企業への就職者数」など、人数を成果指標とする各事業について、人数だけでは付加価値創出との因果関係が不明確になりやすいため、目標人数の設定根拠や想定される効果を明示するとともに、中間プロセスを把握できる指標の導入により評価の精度向上を図ることが望まれる。あわせて、人数目標のみとなる場合には、実施後の検証を通じて付加価値創出への寄与度を確認し、必要に応じて目標や指標の見直しを行うことが望まれる。	171
25	【指摘】 補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性	「イノベーション人材等育成事業補助金」において、補助事業者が同一年度内に申請できる上限に関する制限が、交付要綱ではなく公募要領にのみ記載されている点について、1事業者当たりの年間申請上限という実体的な基準は、類似事業との均衡や法的安定性の観点から、交付の根拠となる要綱に明記されるべきである。	172

26	【意見】 支援の公平性	「イノベーション人材等育成事業補助金」及び「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」において、採択数が限定的な中、同一企業による反復的な受給を可能とする設計となっている運用については、支援の偏在を招くリスクがある一方、高い採択率に鑑みれば単なる利用制限が施策の停滞を招く恐れも懸念される。実績データに基づき複数回利用の実態を検証し、偏在が見られる場合には参入しやすい制度設計を検討するとともに、新規申請の状況を分析し、広報の見直しや手続の簡素化を含め、幅広い企業が活用しやすい環境を整備することが望まれる。	173
27	【意見】 受益者負担の適正化	「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」に対する負担金事業において、高いマッチング実績を維持しながらも正会員企業数が減少している点は、これまでの事業成果と民間側の費用対効果に対する評価との間に乖離が生じている可能性を示唆するものである。本事業の見直しにあたっては、支援の公平性の確保と受益者負担の適正化という観点から、民間資金を導入する実体的な意義を再定義し、広域的な産業振興という公的目的と、会員企業に対する受益相応のメリット供与とを両立しうる、新たな負担体系の構築に向けた抜本的な検討が望まれる。	173
28	【意見】 公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約に関し、公募型プロポーザルの応募が1者にとどまった点について、その要因を把握するため、募集条件、周知方法、募集期間等の設定について検証を行い、競争性の確保に向けた改善策を検討し、複数の事業者が参加しやすい環境整備を図ることが望まれる。	174

29	【意見】委託事業における費用対効果の検証	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約について、本事業における応募誘導効果は一定程度認められるものの、応募件数に比して成約件数が限定的であることから、事業の費用対効果について、より詳細な検証が必要と考えられる。また、成約に至らなかった多くの応募についてその理由を把握・分析等することにより、今後の改善策を検討することが望まれる。	174
第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク54）			176
30	【意見】指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性	県はM&Aや地域未来牽引企業の増加が付加価値創出に寄与すると説明するが、その定量的・因果的な関係性は必ずしも明確ではない。施策の有効性を客観的に評価するためには、M&A実施企業における生産性や付加価値額の推移を追跡調査するなど、KPIと最上位指標との相関関係を裏付けるデータの収集・分析を行い、将来的にはKPIの整理をすることが望まれる。	179
31	【意見】成果目標M&Aの達成状況	外部環境の変化を未達の理由にするだけでなく、例えば、マッチング支援の強化や手数料補助など、成約に直結する具体的かつ実効性のある施策への転換、あるいは目標値自体の妥当性の再検証を行うことが望まれる。	179
32	【意見】計画件数等に実績件数等が達しない項目が複数ある点	計画件数等に応じた実績件数等が達しない項目が複数ある（チーム型支援事業（ネクストリーダー創出支援事業）、中小企業成長プラン策定支援事業など）が、事業の見直し及び適切な計画件数等の設定をすることが望まれる。	184
33	【意見】中小・ベンチャー企業成長支援事業について	補助事業変更承認申請に関連し、事業の執行状況について、産振構との間でより緊密な情報交換を行うことが望まれる。	184
34	【指摘】助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り	助成実施企業数の実績件数は3件であるが、4件と誤記がある。実績報告書を正確に検査すべきである。	187

35	【指摘】コンテンツ制作・広報の委託	コンテンツ制作・広報の委託について業務の属性に応じて分離発注を行い、可能な限り競争入札に付すべきである。	190
36	【指摘】再委託の承認 手続漏れ	契約時に再委託先についての承諾書を作成するなど再委託先の承認手続は厳格に行うべきである。	190
37	【指摘】契約書における知的財産関連条項について	契約書において著作権の譲渡、著作者人格権の不行使の条項を設けるなど知的財産権利処理を行うべきである。	192
38	【指摘】契約書への特記事項の添付について	契約内容の明確化のため、「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書に添付するべきである。	191
39	【意見】報告書での「件数」の表記ゆれ	委託契約の実績報告に関し、延べ数なのか実数なのか数値に大きな影響を与えるため、件数は延べ数、実数を明記し、統一的に表記するのが望まれる。	193
40	【意見】応募が9社しかない点	委託業務の内容（応募件数）につき、委託業務の実効性及び県内企業への公平な実施を担保するため、幅広く応募を得られるように広報等の方法を工夫することが望まれる。	194
第9 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク55）			196
41	【意見】自走化段階の 運営体制と県の関与	「チームイノベーション道場」に関し、民間自走化段階にある区分においても、県が講座の整備に予算を投じてきた経緯や、現在も職員による実働面での協力及び県関与による信頼の供与を継続している実態に鑑みれば、提供リソースと民間側の受益が適正な範囲で釣り合っているか、収支実態に基づき支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。あわせて、実施過程で得られた成果情報を的確に収集し、県施策の立案・改善に繋げるフィードバックの仕組みが構築され、有効に活かされることが望まれる。	213

42	【意見】 県事業の成果の活用	令和6年度に約3200万円の講師委託料が投じられた「チームイノベーション道場」シーズンⅢに関し、将来の自走化後も投資成果が県民利益として最大化されるよう、成果目標（KPI）や成長状況を継続的に受領し、施策の有効性を検証できる体制を維持すべきである。また、県に帰属する著作権等の成果物を「公共財」として他施策へ有効活用できる実効性のある管理体制を構築することが望まれる。	213
43	【意見】 成果目標の妥当性	成果指標（KPI）が単なる参加企業数という活動実績（アウトプット）の集計に留まっている点について、現在の評価体制では付加価値額の増加等の実効的な成果を十分に測定・検証できていない。公金投入の効果を客観的に示すため、実施後の定期的な追跡調査（フォローアップ）の手法を確立し、参加企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングするなど、定量的な成果把握体制を構築することが望まれる。	214
44	【意見】 再委託の妥当性	動画制作等の付随的業務において、契約額の大部分を占める再委託先に実質的な制作作業を委ねている点について、発注形態としての経済性に再考の余地がある。一括発注に依存することによる中間経費の発生を回避するため、企画と実作業を切り分けた直接契約の検討など、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。	214
第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について			216
第1 組織概要（産振構）			216
45	【指摘】 令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期	令和6年6月28日付定時評議員会が急遽同日付書面決議に変更されているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月に入ってからである。「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条1項の解釈上、最後の評議員の同意が法人に到達した時であるから、実際には、令和6年	227

		<p>6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できず、定款20条の定め（定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない）に違反したものと評価せざるを得ない。</p> <p>今後、定款20条の期間内に定時評議員会が開催されるよう留意すべきである。</p>	
46	<p>【指摘】 評議員会及び理事会の書面決議の日付</p>	<p>評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある。同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかであるにもかかわらず、受領した日よりも前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題であるから、今後は決議日を同意書の送付等により同意の意思表示が産振構に到達した後にすることを徹底すべきである。</p>	227
47	<p>【意見】 公益通報制度の外部窓口について</p>	<p>産振構の公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者であるが、通報事案によっては県が利害関係人となる場合もありうる。外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨（通報者の保護と法令遵守の確保）及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨から、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことの検討が望まれる。</p>	228

48	【意見】BCP（又はそれに準じた計画）の策定	産振構における災害時対応の整備状況について、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。産振構には県内産業支援の中核を担う公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、拠点が県内に点在し、多様な災害に直面するリスクがある現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。	228
第2 事業の概要（産振構）			230
49	【指摘】事業の達成度評価の基準について	令和6年度各事業の目標の達成度を「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準が事業全般につき明確にされていない。特に「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したかの基準が明らかではない。各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であるから、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。	238
50	【指摘】事業の達成度評価の手続について	令和6年度各事業の目標の達成度の評価手続につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているが、達成度判断に至るまでの記録は特になし。産振構事業の公益性の高さを踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手続を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。	239
51	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容（県商工労働局へ）	措置状況当時の公表内容の記載が抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置を取ったのかが通知・公表されなければ、監査	239

		により県の対応が改善したのか否かを判別することができないから、県は、措置状況をより具体的に説明すべきであった。	
52	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の保存について（県商工労働局へ）	共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。措置状況の適否を後日検証できるようにするため、措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。	239
53	【意見】共通管理費算定時の県側での内容審査について（県商工労働局へ）	令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、予算・決算ともに一部の費目（人件費）を除き、各項目（費用）内訳までは確認しておらず、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年度多額の共通管理費を支出（令和6年度決算額：53,745千円）している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細に確認することが望まれる。	240
第3 「経営・創業等の支援」 関連事業（産振構）			241
54	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	創業環境整備促進事業につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	242
55	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	246
第4 「ものづくりの革新」 関連事業（産振構）			250

第5 「デジタルイノベーションの推進」 関連事業（産振構）			258
56	【意見】 目標設定時の 県との連携	HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定の上目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくなく、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる。	263
第6 「カーテクノロジーの革新」 関連事業（産振構）			264
57	【意見】 自動車関連産業 クラスター支援事業 に係る目標設定	自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度判断も客観性に欠け、目標設定として不十分ではないか。今後の目標設定に際し、数値目標等を設定するなどの対応が望まれる。	269
第7 財産・税務会計（産振構）			274
58	【意見】 固定資産台帳 における償却年数の記 載誤りについて	固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。	276
59	【意見】 固定資産の管 理について	固定資産（県有備品を含む）の管理のルールを作成すること、確認頻度について一定の周期を決めて定期的に確認するようにし、その周期をルール化することが望まれる。	277
60	【指摘】 消費税につい て（助成金の経理処理）	課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）た	277

		め、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。	
61	【意見】 グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金について	昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。	278
第8 債権管理（産振構）			279
62	【意見】 未収債権の回収について	未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。現在の回収対応に問題があるとは言えないが、今後、債務者の状況変化などにより、回収が困難になった場合等は、解除、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。	280
第9 委託契約（産振構）			281
63	【意見】1者入札への対応	一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。	285
64	【意見】 反社条項がない契約	契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（反社条項）がないのがみられた。契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、広島県暴力団排除条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。	286

65	【指摘】 支援対象中小企業の秘密保持に係る条項	受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されておらず、契約書内の秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理があるものがあった。契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課すことが明確になるようにすべきである。	286
66	【指摘】 再委託の承諾手続の不備	契約に、受託者以外のプロジェクトメンバーが関与しているが、契約約款に基づく再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた。プロポーザルの採択決定や契約書に添付された仕様書の記載をもって再委託の承認があったと解するのは困難である。契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。	287
67	【指摘】 契約更新時の決裁手続	契約書上の契約更新の期限経過後に契約継続の決裁を行っているものがあった。理事会権限（予算承認）の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。	287
68	【意見】 特許権の持分比率に係る契約上の定め	共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有としその持分比率は別途協議により定めるとの条項について、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等	288

		であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる。	
69	【意見】随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管	随意契約を行う際、随意契約理由の中に記載された聞取りの内容に係る証憑が保存されていないものがあった。また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由が起案書類において明記されていないものがあった。随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。	288
第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について			291
第1 組織概要（推進機構）			291
70	【意見】県計画における推進機構の位置付けの明確化（県商工労働局へ）	推進機構の投資活動（ファンド事業）は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とすることから「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）に寄与し、取組の方向⑥「県経済を牽引する企業の育成・集積」（ワーク54）との関連性もあると考えられる。県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。	296
71	【意見】県の推進機構に対する出資について（県商工労働局へ）	推進機構は平成23年の設立以降、14年以上が経過した。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行するなど、推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。これまでの推進機構の取組の評価、現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等	297

		を出資する意義を、県側で改めて確認・再定義することが望まれる。	
72	【意見】 出資等を通じた県との関係について	平成23年の推進機構設立以降14年以上が経過し、推進機構のファンド事業も、民間出資によるファンドに移行している。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利用状況にも変化が見られる。このような変化を踏まえ、推進機構においても、県出資法人であることの意義を、県との間で協議の上改めて確認・再定義することが望まれる。	297
第2 財務会計（推進機構）			298
73	【指摘】 タクシーチケットの処理	タクシーチケットについては、使用期限があり、限度額も設定されているため、重要な資金流出を招く恐れは少ない。また、会社としては現在のところ不正利用された形跡はないとのことであった。しかしながら、タクシーチケットの管理が不十分であると、不正に利用されるリスクは残される。このようなリスクに対処するためには、端数となったチケットについても適切に管理をする必要がある。	305
74	【指摘】 消費税等の処理	消費税等について誤った処理を行っていた。消費税等の処理については、不明点等について顧問税理士等とのコミュニケーションをより行い、誤りがないように処理をする必要がある。 推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年	305

		3月期:7,100円)、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。	
75	【意見】 税効果会計の適用	税効果の適用について適切な判断が行われておらず、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上漏れしていると仮定すると、当期純利益が5百万円過少となっていることになる。税効果会計については、繰越欠損金を含めたスケジューリングを実施した上で、回収可能見込額を計上するという基準等に従った適切な処理を行うことが望まれる。	308
76	【指摘】 キャッシュ・フロー計算書の集計誤り	計算書類に含めて開示しているキャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローの内訳に『固定資産除却損 674千円』の記載が漏れていた。当該漏れは、エクセルで作成している精算表において、該当する行が非表示となっていたことに起因するものであった。極めて単純な誤りではあるが、適切に計算突合を行っていれば発見できた誤りである。通常、事業報告や計算書類等については、記載している数値の突合及び縦計の計算突合を実施するものである。今回の誤りは、外部委託先への過信及び会社側での最終チェックが漏れていたため生じた誤りである。最終的には会社として開示書類の適正性を確保するため、最低限の確認は行う必要があると考えられる。	310
77	【指摘】 法人税申告書の記載誤り	法人税申告書の別表14(2)において、寄附金に含めるべき玉串料30,000円の記載が漏れていた。一般寄附金の損金算入限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。ただし、当該誤りは当年度だけのものではなく、暦年に渡り同様の誤りが継続されていた。経理担当者も法人税法等の処理を把握するとともに、税理士等とも適切にコミュニケーションを行うべき	310

		である。完全に委託先の税理士任せにはせず、完成した申告書等の妥当性を確認する必要があると考えられる。	
78	【意見】 経理全般	<p>処理誤り等について、誤り自体は極めて単純なものが多く、損益に及ぼす影響も極めて僅少であると考えられるが、これらの誤り等を放置していると、後々大きな問題を引き起こすおそれも考えられる。</p> <p>現在、管理部門の人員は2名のみであり、一定の業務負荷があると推察される。相互チェック等の牽制が利かなくなると、誤謬や不正を招くおそれもある。</p> <p>推進機構の経理は、一般の株式会社と異なり、ファンドの処理等専門的な業務を多く扱っている点、県出資法人としての公益性を有していることを考慮すると、管理部門の体制の確認・強化とあわせて監査役や顧問税理士等との連携を一層強化する必要があると考えられる。</p>	311
第3 契約（推進機構）			313
第4 ファンド事業について（推進機構）			315
79	【指摘】1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開（県商工労働局へ）	<p>推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。県は、保有株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。</p>	333

80	【指摘】推進機構による投資活動全般の検証及び公開（県商工労働局へ）	中間的検証後、令和2年に3号ファンドが組成され、今後新たなファンドの組成も予定されている。推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、現時点での推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。	334
第5章 総括意見等			336
第1 総括意見			336
81	【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について	県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。	336
82	【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示	産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間	337

		の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。	
83	【総括意見】 委託契約における受託者側の法的関係の整理	委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。	338
84	【総括意見】 本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について	本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。 監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。	338

第5 総括意見

1 はじめに

以上の監査の結果を踏まえ、監査人が本監査を通じて認識した監査テーマ全般に共通する課題・問題点をまとめ、県に対し、総括的な意見を述べる（県に向けた意見であるが、産振構及び推進機構でも適宜参考にされれば幸甚である）。

具体的には、イノベーションや事業に関連する用語の概念整理、長期的事業評価の方向性及び県民への情報開示、委託契約の法的関係整理、外部監査への対応など、共通して認められる課題についての総括的な意見を述べる。

2 【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について

(1) 問題の所在

産業振興施策でイノベーションがテーマとなる領域は、産業技術、創業、経営など多岐にわたり、「イノベーション」の名称が付された県の事業には様々な内容のものがある。イノベーションによる獲得を企図する「成果」も、革新的な技術やアイデアを用いた新産業の創出・成長⁵のほか、技術やアイデア・ノウハウを用いた既存の事業の強化、業務効率化、経営改善による売上や雇用の増加など多種多様である。また、その専門性や国際性等から、事業に関連する用語には、専門的・技術的なもの⁶、諸外国由来のもの⁷が多数ある。さらに、その中には、一般的に用いられる用語の定義とは別の、県としての定義付けをした用語もある（例：報告書本文第2章第6 ワーク51「ユニコーン企業に匹敵する企業」）。

県の財務に関する事務の執行等を「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ものにするため、各事業で獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

また、事業に関連する用語が社会一般に浸透し定義に争いが無い場合は問題ないが、そうとはいえない場合（認知率が低い場合や、認知率が高いが理解率が低い場合）に定義説明のないまま当該用語を用いた場合、事業運営や施策評価の際に発信者と受信者との間で認識の齟齬が生じ得る。県事業における言葉の解釈の相違は、事業が企図する成果目標の誤認や

⁵ さらに、ゼロの状態から全く新しい革新的な技術やアイデアを生み出して用いる場合、既存の技術等を組み合わせ新たな価値を生み出す場合などに分類することも考えられる。

⁶ 監査対象事業の関連では、自動車技術、起業、M&A、投資ファンドに関連する用語などがある。

⁷ いわゆる「外来語」「カタカナ語」を指す。

不一致につながるおそれがある。公費を用いる事業である以上、県民への説明責任の視点も重要である。

したがって、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。それにより、県のみならず事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与すると考える。

(2) 意見

県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」(自治法2条14項参照)ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。

「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。

3 【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示

(1) 問題の所在

産業振興に関連する事業は、人材・有形資産・資金の継続的な投入が必要であること、投資から成果の獲得まで一定の期間を要する等の事情から、事業期間が長期にわたることが多くみられる。

そのため、ひろしまビジョン等の基本計画の下、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが前述の「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」ために重要である(本監査で課題・問題点を指摘した一例として、推進機構の投資活動等の検証について(報告書本文第4章第4))。また、計画期間の中での社会情勢・経済情勢の変化を適切に計画に反映させる必要もある(一例として、付加価値創出額の算定方法(報告書本文第2章第2))。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となる。この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

(2) 意見

産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

4 【総括意見】 委託契約における受託者側の法的関係の整理

(1) 問題の所在

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合がみられる。その場合、①受託者がグループで共同して県から受託するのか、②一部の事業者が受託し、それを他の事業者に再委託するのかを意識すること、契約書や再委託手続の中で明確にすることの双方が必要であるが、その点に課題・問題点のある事例があった（報告書本文第2章第4（ワーク49）、第2章第8（ワーク54）、第3章第9（産振構））。

委託契約において契約の相手方が誰であるかは、当該事業者に直接に債務の履行や契約責任の追及ができるか否かに関わる事項である。紛争予防の観点からも、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

(2) 意見

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

5 【総括意見】 本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について

(1) 問題の所在

平成30年度包括外部監査への措置状況について、公表された措置内容の記載が抽象的で県の措置の内容が不明確であるもの、措置当時の検討内容が不明確なものがあった（報告書本文第2章第7（ワーク52）、第3章第2（事業の概要（産振構））など）。本監査への措置状況の報告の際は、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をされたい。

この点、県の監査委員監査においては、監査結果に係る措置の報告（自治法199条14項）を受けるに当たり、①改善が確認できるまでのフォローアップ（最大3年間）や②指摘事項に対する措置内容については、「措置内容」に加えて「原因」を報告することを求めている。報告を受けた措置内容は公開されている。

以下掲載の一例のように、令和5年度定例監査の指摘に対しては、商工労働局の措置の内容として、「原因」及び「措置状況」が記載されている。

2 商工労働局（監査年月日：令和5年7月21日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】 行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）</p>					
使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和5年度徴収期限	納入通知日	使用料（年額）
土地（ひろしま産学共同研究拠点）	電柱設置（本柱1本、支線2条）	令和2年4月1日～令和7年3月31日	令和5年4月30日	令和5年5月11日	4,500円
	光ファイバーケーブルの設置	平成31年4月1日～令和6年3月31日			2,720円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 広島県会計規則第11条第3項				
措置の内容（令和6年度報告分）					
<p>【原因】 行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可期間の2年度日以降は、各会計年度の初日から30日以内に徴収する必要があることを認識し、早期に手続に着手していたが、同時期に類似の処理を多数行う中で、本件の納入通知を発行していないことに気づくのが遅れたため。</p> <p>【措置内容】 所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。</p>					

令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況3頁

包括外部監査の結果の報告を受けた執行機関が、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知し、監査委員は

当該措置の内容を公表することとなっている（自治法252条の38第6項）。自治法199条14項と同趣旨の規定である⁸。

したがって、監査対象機関においては、本監査への措置状況の報告について、定例監査への措置（前記②）と同様に、監査人の「指摘事項」に対しては、監査対象機関において、「措置内容」を報告する際、「原因」も記載し公表されたい（監査人と見解の相違等がある場合は、その理由等を説明されたい）。

監査人の「意見」に対しては、対応の内容に加え、可能な範囲で、回答に至った監査対象機関の検討結果や意見に対する監査対象機関の見解を記載し公表することが望ましい。

(2) 意見

本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。

監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。

第6 終わりに

人口減少、県外への流出といった広島県の喫緊の課題への対応の中で、県の産業振興が重要であること、産業振興の要因としてのイノベーションの推進が成否の鍵を握ることは言うまでもない。

今回の監査の中で、県（商工労働局）が社会経済情勢の変化に対応しつつ様々な産業分野においてイノベーションを推進する施策を進めていること、産振構が県内企業支援や産学官連携の中核的な役割を果たしていること、推進機構が設立以来投資ファンドによる金融機能の県内での定着を推進してきたことを確認した。また、各事業において、多くの人々が、自らの技術、知識、経験を生かし、それぞれの立場から広島県の産業振興のために尽力されていることを実感した。今回の監査報告書の内容を、現在行われている施策・事業等を県民にとってより良いものにするために活用していただければ幸甚である。

監査対象機関の規模の大きさを踏まえ、本監査では一定の観点から対象事業を絞り、個別の監査では母集団からの一部抽出による方法も用いている（第2（外部監査の方法）参照）。

⁸ 佐藤文俊著「逐条地方自治法」（学陽書房）1390頁

今回指摘や意見をされた事項やその視点は、今回直接監査の対象としなかった監査対象機関の他部門の事業の検証等にも内部で活用できると考えられる。監査委員監査と異なり、包括外部監査は、その制度上、改善が確認できるまでのフォローアップを監査人が行うことはできないが、定例監査等の機会に措置の状況を併せて確認する等、フォローアップに準じた対応をしていただければ幸甚である。

本監査に際しては、監査対象機関の職員をはじめ多くの関係者からの協力を得た。各々が日常業務を抱え多忙である中、各事業の内容に精通していない監査人に対し、事業内容や意義等につき、詳細な資料の提供や丁寧な説明を受けた。また、監査人が今回の監査で着目した事項、例えば、「イノベーションの定義をどのようにとらえるべきか」「(その前提として)定義を明確にすることに意味があるのか」といった事項につき、監査での面談時に貴重な示唆やヒントを得ることができた。

また、監査委員事務局からは、情報提供や監査にあたっての基本的事項の教示など、多大な支援を受けた。

監査にあたって多くの協力をいただいたことに改めて感謝の意を申し上げる。